

特定個人情報の取扱いに関する覚書

(目 的)

第1条 特定個人情報の取扱いに関する条項は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）に基づき、甲が個人番号利用事務等の業務を実施するため乙に預託する特定個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののうち、甲が収集し又は保有するものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のうち、甲が収集し、又は保有するものをいう。
- (4) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。）のうち、甲が収集し、又は保有するものをいう。
- (5) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (6) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (7) 「個人番号利用事務等」とは、個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。
- (8) 「特定個人情報取扱責任者」とは、乙において特定個人情報の安全管理措置、取扱いに関する責任を担い、特定個人情報取扱担当者を監督する者をいう。
- (9) 「特定個人情報取扱担当者」とは、乙において特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。
- 2 前項に規定のない用語は、法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下、「ガイドライン」という。）の定義に従うものとする。

(善管注意義務)

第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、甲から預託された特定個人情報を保管するものとする。

(特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者の選任及び監督・教育)

第4条 乙は、乙の取締役及び従業員の中から特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者を選任するものとする。

甲は、乙に特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者の報告を求めることができるものとする。

2 乙は、特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者をして特定個人情報の目的外利用又は漏洩が発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。

3 乙は、特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者を監督するとともに、特定個人情報取扱担当者に対して必要な教育及び訓練を行うものとする。

(特定個人情報の安全管理)

第5条 乙は、ガイドラインに従い、甲から預託された特定個人情報の安全管理を行うものとする。

2 乙は、甲から預託された特定個人情報を漏洩、滅失又は毀損（以下、「漏洩等」という。）することがないように必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲において、甲から預託された特定個人情報の漏洩等に関し責任を負うものとする。

(特定個人情報の持出しの禁止)

第6条 乙は、甲から預託された特定個人情報を乙の事業所内の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出すことなく、特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者にも同様の義務を課すものとする。

(特定個人情報の秘密保持義務)

第7条 乙は、甲から預託された特定個人情報を秘密として保持し、法令に定める場合を除き、第三者に提供、開示又は漏洩することなく、特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者にも同様の義務を課すものとする。

(特定個人情報の目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲から預託された特定個人情報を、甲及び乙の合意又は法令に定める目的以外の目的に利用することなく、特定個人情報取扱責任者及び特定個人情報取扱担当者にも同様の義務を課すものとする。

(委託契約に係る業務の再委託)

第9条 乙は、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定して、甲乙間で締結する契約（以下、「委託契約」という。）にかかる業務の全部又は一部を再委託できるものとし、甲の事前の書面による許諾を得るものとする。

2 乙は、委託契約にかかる業務の全部又は一部を再委託先に再委託する場合、乙は再委託先と締結する再委託契約において、乙と同等の安全管理義務を当該再委託先に課すものとする。

3 乙は、委託契約にかかる業務の全部又は一部を再委託した場合、甲の要求があれば、再委託の状況について甲に報告するものとする。

(特定個人情報の返却・廃棄)

第10条 乙は、委託契約が終了した場合、甲の要求があった場合又は法令上必要な場合には、直ちに、甲から預託された特定個人情報を甲に返却するものとする。

ただし、甲から別段の指示があるときは、その指示内容に従い廃棄又はその他の処分をするものとする。

(廃棄の方法)

第11条 乙は、甲から預託された個人番号、特定個人情報もしくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は電子媒体等を廃棄する場合には、甲乙協議により廃棄方法・期限等を決定した上で、乙の責任で削除又は廃棄するものとし、削除又は廃棄が完了した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。

(情報漏洩等が発生した場合)

第12条 乙は、甲から預託された特定個人情報の目的外利用又は第三者への提供・開示・漏洩等を確認した場合、直ちに甲に報告し、速やかに必要な調査を行った上で影響の極小化を図るとともに、再発防止策を策定して甲に提出するものとする。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、乙に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

3 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(報告等)

第13条 乙は、甲が要求した場合は、原則として年1回を限度として、特定個人情報の取扱状況、再委託及び安全管理体制等を報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の確認の結果を踏まえ、特定個人情報の安全管理体制の改善可否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協議の上で対応する。

(調査・行政庁等への協力等)

第14条 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上で、乙の業務に支障を生じさせない範囲において、随時に乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の役員・従業員への事情聴取など、調査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の調査に協力するものとする。

2 前項の調査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。

以上